

Recovery International 株式会社
定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、Recovery International 株式会社と称し、英文では Recovery International Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
3. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
4. 介護保険法に基づく施設サービス事業
5. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
6. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
8. 介護保険法に基づく訪問看護ステーション、訪問リハビリステーション及び介護予防リハビリステーションの企画及び運営
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく行動援護事業
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
13. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
14. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
15. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
16. 身体障害者福祉法に基づく居宅介護事業
17. 知的障害者福祉法に基づく居宅介護事業
18. サービス付き高齢者向け住宅の設置・経営及び管理業務
19. 給食事業及び配食サービス事業
20. 軽費老人ホーム等の設置事業
21. 介護保険法適用外の居宅介護サービス事業
22. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業
23. 介護事業による一般事務の受託
24. 高齢者事業及び介護事業の運営に係わるコンサルティング事業
25. 健康保険法に基づく訪問看護事業
26. 有料老人ホームの経営
27. ホームヘルパーの養成研修に関する業務
28. 訪問看護ステーションの IT 化支援事業
29. 労働者派遣業
30. 医療機関に対する看護師の紹介予定派遣業
31. 医療事務の代行業務
32. 介護用品・福祉用具・健康器具の販売及び賃貸
33. 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍及び日用品雑貨の販売
34. 経営コンサルタント業

- 35. あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所の経営及び訪問マッサージ、はり、きゅう事業
- 36. フランチャイズ事業
- 37. Web マーケティング事業
- 38. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、500 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分

- 3 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによ

る取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

- 第31条 当社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任の方法）

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

- 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

- 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

- 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

- 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

- 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

- 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（選任方法）

- 第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

（事業年度）

- 第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

- 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

- 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

- 第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

（附則）

1. 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経

過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

改訂日

令和4年9月1日